

松江市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月29日

松江市議会議長 森 脇 幸 好

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日 時 令和2年10月2日（金）午後1時30分
（議事の進行により、時間は変更することがある。）
- 2 場 所 松江市議会議事堂（松江市役所本館3階）
- 3 事件名 松江市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 請求代表者4人以内
- 5 意見を述べる時間 1人15分以内
- 6 傍 聴 一般傍聴席は27席（傍聴希望者が27人を超えたときは、先着順により決定する。）